

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境保全課】 382
- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 383
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 388

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課】 389

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市東部農業委員会委員選挙人名簿及び北九州市西部農業委員会委員選挙人名簿の縦覧【市選挙管理委員会事務局選挙課】 399

北九州市告示第60号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定する。また、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境保全課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成26年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 形質変更時要届出区域の所在地

北九州市小倉北区浅野三丁目2番13

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物

北九州市告示第61号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月18日

北九州市長 北橋健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
JR門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成26年1月10日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区自転車放置禁止区域外	4台	平成26年 1月6日	
	2台	平成26年 1月21日	
	1台	平成26年 1月29日	
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	50台	平成26年 1月15日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	37台	平成26年 1月27日	
JR西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	21台	平成26年 1月23日	
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	1台	平成26年 1月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	平成26年 1月14日	
	23台	平成26年 1月15日	
	20台	平成26年 1月20日	
	21台	平成26年 1月27日	
	3台	平成26年 1月29日	

モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	4台	平成26年 1月9日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
JR下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	8台	平成26年 1月20日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	2台	平成26年 1月6日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成26年 1月10日	
	1台	平成26年 1月17日	
	25台	平成26年 1月20日	
	3台	平成26年 1月23日	
	2台	平成26年 1月24日	
	1台	平成26年 1月27日	
	1台	平成26年 1月28日	
	2台	平成26年 1月29日	

若松区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 1月6日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	1台	平成26年 1月14日	
	1台	平成26年 1月21日	
	4台	平成26年 1月28日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成26年 1月24日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自転車放置禁止区域外	2台	平成26年 1月9日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成26年 1月8日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	21台	平成26年 1月21日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成26年 1月17日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成26年 1月28日	
上記以外の八幡西区自転車放置禁止区域外	37台	平成26年 1月15日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺	10台	平成26年	北九州市戸畑区三六町13

地区自転車放置禁止区域		1月22日	番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成26年 1月16日	
上記以外の戸畑区自転車放置禁止区域外	4台	平成26年 1月14日	
	1台	平成26年 1月20日	
	7台	平成26年 1月23日	

北九州市告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業者の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40903 00056	認知症デイサービスセンターとばた	北九州市戸畑区千防一丁目1番6号	社会福祉法人福音会	平成26年1月31日

北九州市公告第115号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 競争入札に付す事項

(1) 件名

北九州市スタジアム整備等PFI事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

落札者により、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、北九州市スタジアムの整備に係る設計、建設、維持管理及び運営等の業務を行う。

(3) 事業期間

契約締結の日から平成44年3月31日まで

(4) 事業場所

北九州市小倉北区浅野三丁目2番13ほか

(5) 予定価格

9,091,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、社会経済情勢の変化を踏まえ、予定価格を再設定する場合は、入札日前に修正公告する。

(6) 入札方法

落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札参加者の構成に関する定義

ア 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、代表企業を置くものとする。

イ 入札参加グループの構成における代表企業とは、SPCに対して出資し、SPCから直接業務を請け負う者であり、入札参加グループを代表し、入札参加手続を行う者とする。

ウ 入札参加グループの構成における構成企業とは、SPCに対して出資

- し、SPCから直接業務を請け負う者とする。
- エ 入札参加グループの構成における協力企業とは、SPCに対して出資はしないが、SPCから直接業務を請け負う者とする。
- (2) 入札参加者の構成等
- ア 入札参加グループは、参加表明書の提出時に代表企業名、構成企業名及び協力企業名をそれぞれ明記し、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。
- イ 入札参加グループの代表企業及び構成企業が、他の入札参加グループの代表企業又は構成企業として参加していないこと。
- ウ Jリーグ公式戦において施設を優先利用する株式会社ギラヴァンツ北九州（以下、「ギラヴァンツ北九州」という。）との関わりは、公正な入札を図るため以下のとおりとする。
- (ア) ギラヴァンツ北九州は、事業者募集段階（入札公告から落札者の決定まで）においては、入札参加グループに参加しない。
- (イ) 入札参加グループ（代表企業、構成企業、協力企業）は、入札事項に関してギラヴァンツ北九州に接触してはならない。
- (ウ) SPC設立後、ギラヴァンツ北九州は本施設の優先利用者として、SPCと協議の上、本施設の維持管理・運営において、連携・協力（一部業務を受託する等）することができる。
- (3) 入札参加者の参加資格要件
- 入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 参加表明書及び資格審査申請書類の受付日から事業契約の締結までの期間に、市から指名停止を受けていないこと。
- ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。

キ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。

ケ 参加表明書及び資格審査申請書類の受付日からさかのぼり、最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

コ 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（ア） 本事業に関し市のアドバイザリー業務を行う者は、以下のとおりである。

株式会社日本総合研究所 大阪市西区土佐堀二丁目2番4号

株式会社アール・アイ・エー 東京都港区港南二丁目12番26号

株式会社電通九州 福岡市中央区赤坂一丁目16番10号

西村あさひ法律事務所 東京都港区赤坂一丁目12番32号

（イ） この入札説明書において、資本面において関連のある者とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

サ 北九州市スタジアム整備等PFI事業者検討会（以下「検討会」という。）の構成員が属する組織若しくは企業又はその組織若しくは企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、検討会の構成員は、落札者決定基準において示す。

シ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。

ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの（従業員を含む。）でないこと。

（4） 入札参加者の業務遂行能力に関する資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

ア 本事業の設計業務を行う者

- (ア) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (ウ) 平成5（1993）年度以降に、観客席15,000席以上の球技専用スタジアム、陸上競技場若しくは野球場の新築又は改修工事の実施設計業務を完了した実績を有すること。
- (エ) 設計業務を行う者が複数である場合、少なくとも一者は（ア）から（ウ）のすべての要件を満たし、その他の者は、（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

イ 本事業の工事監理業務を行う者

- (ア) 有資格業者名簿に記載されていること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 本事業の建設業務を行う者

- (ア) 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿（以下「建設工事有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 事業用地の造成業務を行う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 建設工事有資格業者名簿に記載されている建設工事の種別が建築工事であって、かつ、当該建設工事の種別の等級がAであること。
- (オ) 本事業の工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専

任で配置することができること。なお、配置技術者の変更は原則として認めない。

(カ) 本事業の工事に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。

(キ) 平成5（1993）年度以降に、観客席15,000席以上の球技専用スタジアム、陸上競技場、野球場の新築又は改築工事を完了した実績を有すること。

(ク) 建設業務を行う者が複数である場合、少なくとも一者は（ア）から（キ）のすべての要件を満たし、その他の者は、（ア）及び（イ）、又は（ア）及び（ウ）のいずれかの要件を満たすこと。

エ 本事業の運營業務を行う者

(ア) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿（以下「物品等供給契約の有資格業者名簿」という。以下同じ。）に記載されていること。

(イ) 施設の運營業務を行うに当たり、必要な資格（許認可、登録等）を有すること。

(ウ) 平成5（1993）年度以降に、陸上競技場、球技場、体育館等の観覧席を有するスポーツ施設の運營業務を受託した実績を有すること。

(エ) 運營業務を行う者が複数である場合、すべての者は（ア）及び（イ）を満たすこと。また、（ウ）については当該業務を主として担当する者が要件を満たしていればよいこととし、入札参加グループですべての要件を満たすこと。

オ 本事業の維持管理を行う者

(ア) 物品等供給契約の有資格業者名簿に記載されていること。

(イ) 施設の維持管理を行うに当たり、必要な資格（許認可、登録等）を有すること。

(ウ) 平成5（1993）年度以降に、陸上競技場、球技場、体育館等の観覧席を有するスポーツ施設の維持管理業務を受託した実績を有すること。

(エ) 維持管理業務を行う者が複数である場合、すべての者は（ア）及び（イ）を満たすこと。また、（ウ）については当該業務を主とし

て担当する者が要件を満たしていればよいこととし、入札参加グループですべての要件を満たすこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていない者は、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望することを告げた上で、平成26年3月27日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の配布

入札参加希望者に、以下のとおり入札説明書等を配布する。

ア 紙媒体

(ア) 交付期間

この公告の日から平成26年2月25日までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（この公告の日は午後1時から午後5時まで）

(イ) 交付場所

北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課
北九州市小倉北区城内1番1号 2階

イ 電子（電磁）媒体

(ア) 交付期間

この公告の日の午後1時から提案書の提出日の午後3時まで

(イ) 交付場所

北九州市ホームページ

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

(2) 参加表明書及び資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、入札説明書に定める参加表明書及び資格審査申請書類を受付日時に持参により提出しなければならない。

ア 受付日 平成26年3月27日

イ 受付時間 午後1時から午後5時まで

ウ 受付場所 北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課

北九州市小倉北区城内1番1号 2階

(3) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、(2)により申請をした者に対して、PFI一般競争入札参加資格確認等結果通知書（以下「結果通知書」という。）の送付に

より通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、結果通知書にその理由を付記する。

(4) 提案書の提出

結果通知書において提案書の提出を認められた者については、下記により提案書を提出すること。また、提出は代表企業が行うこと。

ア 持参による場合の提案書の提出日時等

(ア) 提出日 平成26年5月26日

(イ) 提出時間 午後1時から午後5時まで

(ウ) 提出場所 北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課

北九州市小倉北区城内1番1号 2階

イ 郵送（書留郵便に限る。）による場合の提案書の提出時期等

(ア) 提出時期 平成26年5月26日午後5時までに到着のこと

(イ) 送付先 北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課

北九州市小倉北区城内1番1号 2階

(5) 入札書の提出

提案書を提出したものについては、下記により入札書を提出すること。また、提出は代表企業が行うこと。

ア 持参による場合の入札書の提出日時等

(ア) 提出日 平成26年6月30日

(イ) 提出時間 午後1時から午後3時まで

(ウ) 提出場所 北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課

北九州市小倉北区城内1番1号 2階

イ 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出時期等

(ア) 提出時期 平成26年6月30日午後3時までに到着のこと

(イ) 送付先 北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課

北九州市小倉北区城内1番1号 2階

(6) 開札

ア 開札日 平成26年6月30日

イ 開札時間 午後4時

ウ 開札場所 北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興

課

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 資格審査申請書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札参加グループの構成員が、資格審査申請書類等の提出から提案書提出までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- エ 提案書の記載事項が不明なもの
- オ 必要な書類が不足しているもの
- カ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- キ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- ク 一定の金額で価格を表示していないもの
- ケ 提案書の各書類相互間において記載事項にそごや矛盾があるもの
- コ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- サ その他入札に関する条件に違反したとき

(8) 落札者の決定

本事業の落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、検討会を通じて学識経験者の意見を聴取し、北九州市が定めた落札者決定基準により落札者を決定する。

なお、入札公告後、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、検討会構成員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出したりすることなど、自社を有利に、又は他社を不利にするように働きかけることを禁ずる。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 予算が成立しない場合の契約の締結

この契約の締結については、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合においては、市は、この契約をしないことによる補償は、行わない。

(5) 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成19年法律第85号）第12条及び北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約であるため、北九州市議会の議決が得られることによって確定するものとする。この場合、仮契約書をそのまま契約書とみなすものとする。

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課

北九州市小倉北区城内1番1号 2階

電話 093-582-2395

6 Summary

- (1) Subject matter of contract: PFI-based contract for the design, construction, maintenance, operation etc. of the Kitakyushu City Stadium
- (2) Deadline for the Submission of the Bid Application for the First Stage of Screening is 5:00 P.M., March 27, 2014. Submissions will be accepted from 1:00 P.M. to 5:00 P.M.
- (3) Deadline for the Submission of the Proposal Documents for the Second Stage of Screening (in person) is 5:00 P.M., May 26, 2014. Submissions will be accepted from 1:00 P.M. to 5:00 P.M.
- (4) Deadline for the Submission of the Proposal Documents for the Second Stage of Screening (by mail) is 5:00 P.M., May 26, 2014
- (5) Deadline for the Submission of the Bidding Document(s) for the Third Stage of Screening (in person) is 3:00 P.M., June 30, 2014

Submissions will be accepted from 1:00 P.M. to 3:00 P.M.

- (6) Deadline for the Submission of the Bidding Document(s) for the Third Stage of Screening (by mail) is 3:00 P.M., June 30, 2014
- (7) For further information, please contact: Sports Promotion Division, Culture and Sports Department, Citizen Services, Culture and Sports Bureau
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu City, 803-8501
JAPAN
TEL: 093-582-2395 (Japanese only)

北九州市選挙管理委員会告示第1号

平成26年1月1日現在調の北九州市東部農業委員会委員選挙人名簿及び北九州市西部農業委員会委員選挙人名簿を、次の要領で関係人の縦覧に供する。

平成26年2月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田 慶一

- 1 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟7階
北九州市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成26年2月23日から同年3月9日まで 15日間
毎日 午前8時30分から午後5時まで